

阿仁地区A I デマンド交通実証運行に係るA I システム構築支援
応募型プロポーザル仕様書

北秋田市総務部総合政策課

阿仁地区A I デマンド交通実証運行に係るA I システム構築支援
応募型プロポーザル仕様書

1 業務名称

阿仁地区A I デマンド交通実証運行に係るA I システム構築支援業務

2 業務目的

北秋田市阿仁地区で実施するA I システムを活用したデマンドタクシー実証運行事業について、A I システムの構築・運用に関する支援及び運行に必要な支援を行うもの。

3 業務委託期間

契約締結日翌日から令和9年2月26日（金）まで

なお、契約締結日は10月下旬頃を予定しているほか、本項に定める業務委託期間終期は、発注者からの委託金支払いまで全てのプロセスを完了する期日とする。

4 業務概要

- (1) A I デマンド交通運行システムの構築・運用に関すること
- (2) その他A I デマンド交通の運行に必要な支援に関すること

5 業務工程表

実証運行自体は令和8年10月1日（木）より開始予定であり、本業務により調達するA I システムは、実証運行開始後に実装することとなる。そのため契約締結日を起点として、システム導入、初期設定、運行事業者研修、アプリ操作説明会等本仕様書に規定する業務工程表を作成し、提出すること。様式は任意とする。ただし、契約締結後業務実施にあたり変更の必要性が生じた場合は、発注者・受注者双方協議のうえ変更することができるものとする。

6 運行概要

本実証運行概要は別紙「北秋田市阿仁地区A I デマンド交通実証運行計画書」のとおり。
なお、運行計画は今後内容の一部を変更する場合があるものとする。

7 業務詳細

- (1) A I デマンド交通運行システムの構築・運用に関すること

ア システム導入・運用

- 1) デマンドタクシー配車に係る、A I デマンド交通運行システムの初期設定を行う。車両への端末設置及びシステム構築については、契約締結後可及的速やかに実施すること。
- 2) 実証運行自体は本業務契約締結日前から開始する予定であり、事前に利用者から利用登録書が提出されていることから、A I デマンド交通運行システムに利用登録書に基づく利用者情報を反映させること。
- 3) ドライバー用端末として使用する車載端末等を用意し、設置・使用に係る初期設定の一

切を行うこと。車載端末はタブレットサイズを基本とし、配線・車両設置用部品等は受託者で用意するものとする。

- 4) 発注担当者・運行事業者オペレーター・ドライバー等へ、実地にてシステム操作説明・指導を行うこと。説明対象はA I デマンド交通運行システム及び利用者が予約にて使用するスマートフォンアプリとする。

イ システム概要

- 1) 新たなサーバ導入が不要なクラウド上で動作する SaaS 型システムであること。
- 2) A I を活用した効率的な自動配車、自動ルート生成が可能であること。
- 3) スマートフォンアプリからの乗車予約が可能であること。また、同様の機能を備えた Web からの予約は必須としないが、可能である場合は提案書に記載すること。
- 4) 予約受付管理を行うクラウドサービスであること。
- 5) 利用者からの予約（電話又はスマートフォンアプリ）を受け付け、瞬時に運行車両へ乗車降車情報をリアルタイムに配信できること。
- 6) 車両位置を管理するために必要な機能及び機器を提供すること。
- 7) 見積費用にシステムのライセンス使用料を含めること。
- 8) ドライバー用タブレットは、受託者が通信回線とあわせて納入すること。なお、タブレットは予備機を含め、調達に係る費用及び通信回線に係る月々の費用について見積費用に含めること。

ウ 予約・運行管理に関わる基本機能

- 1) 予約管理システムは、指定の URL にアクセス・ログインすることで利用可能とすること。
- 2) オペレーターが電話で予約を受け付けた際、円滑に予約管理システムへの手動登録ができること。
- 3) 予約の受付状況や車両の現在地を確認できること。
- 4) 利用者情報を登録・修正・削除できること。
- 5) 事前予約の受付締め切り時刻を自由に設定できること。
- 6) 予約情報から自動的に運行ルートを作成できること。
- 7) 運行回数や利用人数など、予約情報を元に集計することが可能であること。
- 8) 利用者情報（氏名、生年月日、性別、住所等）、乗降ポイント情報（乗降ポイント名）、予約情報を蓄積し、必要に応じてデータの出力が可能なこと。データは費用負担なくエクセルやCSV等のファイル形式でダウンロード可能であること。
- 9) 運行回数、実走時間、実走距離をシステム上で自動集計し、報告書等に必要実績値として利用可能な形式で出力できること。
- 10) 運行可能日の設定が可能なこと。
- 11) 必要に応じて設定する停留所情報の登録、変更及び削除を行う機能を有すること。

エ ドライバー機能

- 1) 運行ルートの表示・利用者の乗降場所等予約情報確認など、ナビゲーション機能を有すること。
- 2) 運転者が、乗降実績の記録ができる機能を有すること。

オ スマートフォンアプリ機能

- 1) 予約者自身が予約の変更及びキャンセルを行えること。
- 2) 年配者にも操作が分かりやすい画面が設定されていること。

カ システムの提供範囲

- 1) 車両は相乗りで運行されるものとし、発注者が指定するエリア内の自宅及び乗降ポイントにて乗降可能とする。
- 2) 発注者の就業時間内（平日 8：30～17：15 まで）は発注者及び運行事業者からの電話及び電子メール等による問い合わせの受付を行うこと。ただし、緊急時においては、この限りではない。
- 3) システム障害が発生した際は、速やかに復旧の措置を講じ、障害の原因や対応状況について、復旧までの間、発注者に随時報告すること。

キ システムの内容

- 1) 電話による予約情報を円滑に入力保存、閲覧できるシステムとする。
- 2) 車両運行者、オペレーターが操作する画面において、年配者にも操作が分かりやすい画面設計であること。
- 3) 利用者登録が出来るシステムであり、利用者登録情報に含まれる個人情報等に対するセキュリティが十分担保されていること。
- 4) 対象地域内に目的地となる乗降ポイントを登録、運用できるシステムであること。

ク 導入機器及び納品物

- 1) A I デマンド交通運行システム 1 式
- 2) 車載端末一式 2 台分（予備 1 台含む）
予備機については、車両への設置を行う前提で費用見積を実施すること。
- 3) システム説明書 3 部及び C D 等デジタルデータ
- 4) システム設定書 3 部及び C D 等デジタルデータ
- 5) スマートフォンアプリ利用マニュアル 2 部及び C D 等デジタルデータ
- 6) 住民向けパンフレット 1 部及び C D 等デジタルデータ
- 7) 実証運行車両用マグネットシート 2 台分

(2) その他A I デマンド交通の運行に必要な支援に関すること

ア 実証運行支援

- 1) 現行の北秋田市公共交通計画を把握し、本実証運行との整合性を理解し、後述する実証運行結果報告書に適切に反映させること。
- 2) 運行期間中及び期間終了後に開催が想定される北秋田市地域公共交通活性化協議会について、発注者の求めに応じ資料作成等の実務を行うこと。
- 3) 住民説明会の開催支援として、資料作成・説明会への出席等を行うものとする。受託者による説明会出席は2回を前提とする。
- 4) 実証運行の住民向け案内チラシのデザイン・作成を行う。規格はA 4 両面とする。内容は実証運行に関するもののほか、予約方法、スマートフォンアプリの利用方法などを含むものとする。なお、配布は発注者が実施する。
- 5) 実証運行する車両に貼る車体表示（マグネットシート）を作成する。1 台につき側面2 枚および前面1 枚とし、2 台分を作成する。サイズ・デザイン等については、契約締結後発注者と協議の上決定するものとする。

イ 実証運行結果検証

- 1) 利用者へのアンケート調査を実施し、効果検証に反映させるものとする。アンケート調査票の設計、調査結果の集計・分析を行うものとし、利用登録者へは郵送による配布・回収を基本とするが、受託者が回収数増加に有効と判断する方法を採用することも可能とする。その際は地域事情等を勘案し、発注者と協議を行うこと。調査対象数は200 件を基本とし、利用登録者数が200 件を下回る場合は全数調査とする。
- 2) 実証運行中に運行事業者へのヒアリング調査を実施すること。ヒアリング結果や、前項に規定するアンケート結果、実証運行利用集計結果等を分析し、利用者動向・本実証運行の効果・継続性等を内容として含む実証運行結果報告書を作成すること。なお、完成品提出前に発注者と内容について協議を行うこと。

ウ その他

- 1) 本仕様書は、最低限必要と考えている事項を記載したものであり、受託者は「北秋田市阿仁地区A I デマンド交通実証運行計画書」に基づくデマンド交通実証運行に際し、利便性と効率化の向上を図ることを目的として、その専門的立場から他自治体の事例や今後の技術革新を見据え、本業務の費用の範囲内において効果的な提案がある場合は、積極的な提案を求める。

8 知的財産権について

本業務の過程で作成された著作物の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）及び本業務の過程で生じた発明その他の知的財産又はノウハウ等に係る知的財産権は、全て本市に帰属するものとする。

9 委託料および見積書について

- (1) 委託料の支払いは成果品検収後に一括して実施するものとする。
- (2) 本業務に関する参考見積を提出すること。また、初期構築に必要となる費用（イニシャルコスト）と、月次毎に必要となる費用（ランニングコスト）を区分して記載すること。様式は任意とする。経費見積の対象は下記のとおり。なお、記載された費用については有効性を評価するための金額とする。
 - ア システム導入・運用費用（システムライセンス料、通信料、説明講習費用等含む）
 - イ 実証運行支援費用（マグネットシート作成費用含む）
 - ウ 実証運行効果検証費用（アンケート費用等含む）

10 再委託の禁止

本業務の再委託は原則として認めない。ただし、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。受託者は、本業務の主たる部分（システム導入・運用、実証結果の検証・分析など）について自ら実施する責任を負い、再委託することはできない。

11 個人情報の取扱いについて

- (1) 本業務に係る個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」を遵守すること。
- (2) 個人情報保護に配慮し、利用者が安心して利用できる対策を実施すること。
- (3) 受託者が構築するシステム・ネットワーク・提示する納入物等・受託者の責任範囲にある役務・物品およびシステムに対して、受託者責任にてセキュリティ対策を講じ、セキュリティレベルを維持すること。
- (4) セキュリティ対策またはセキュリティレベル維持に不足があり、不正アクセスの発生や本システムにより提供されるサービスに影響が生じた場合は、発注者から受託者に対して損害賠償を求める場合があること。
- (5) 受託者が構築するシステム、ネットワークが発注者のサービスに影響を及ぼす可能性がある場合、受託者が事前に予測できる範囲で発注者に対し提案を行うこと。
- (6) 受託者はプライバシーマーク（Pマーク）もしくは ISMSを取得していること。

12 損害賠償

事業実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）について、賠償の責を負うこと。ただし、その損害のうち、本市、利用者又は第三者の責めに帰する事由により生じたものについてはこの限りでない。

13 その他

- (1) 仕様書に定めのない事項及び解釈疑義が生じた場合は発注者と協議のうえ、決定する。
- (2) 事業の実施にあたり、受託者は発注者と十分協議し、誠意を持って事業を遂行すること。

- (3) 受託者は、本事業の開始から終了までの間、事業の円滑な実施のために、十分な経験と技術力を有する者を従事させること。
- (4) 本事業を実施するにあたり、本仕様書に明記されていない事項であっても、技術上、当然と認められる事項については、受注者の責任において補充するものとする。
- (5) 業務における成果については全て当市に帰属するものであり、委託者に承認を得ずに複製したり、他に公表したりしてはならない。また履行にあたり、第三者の著作権等に抵触するものについては、受託者の責任において処理するものとする。
- (6) 受注者は本業務の履行に関して知り得た情報を他に利用、開示してはならない
- (7) 発注者は本業務の処理状況について随時調査し、必要な報告を求め、監査することができるものとする。また、本業務の実施について、必要な事項に係る指示をすることができる。
- (8) 納品後、成果品に瑕疵があることが判明した場合は、受託者が責任をもって是正すること。